阿賀野市告示第１９０号

阿賀野市高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月３０日

阿賀野市長　加　藤　博　幸

阿賀野市高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業実施要綱（平成１６年阿賀野市告示第３３号）の一部を次のように改正する。

第１条並びに第２条第３号及び第４号中「障害」を「障がい」に改める。

第４条中「屋根」を「対象世帯が現に居住する家屋の屋根」に改める。

第６条第２項中「世帯の実体を持って」を削り、同条に次の２項を加える。

３　市長は、必要に応じて、申請者の世帯の当該年度の市町村民税課税状況を調査し、扶助の可否を決定の上、前項の通知書により通知する。

４　市長は、既に扶助を受けている者について、必要と認められる場合は、申請者の世帯の状況について再調査を行い、扶助の可否について見直しができるものとする。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

第７条　申請者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、雪降ろし費用扶助資格喪失届（第３号様式。以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

（１）　市外へ転出し、又は死亡したとき

（２）　介護保険施設・障がい者支援施設等へ入所したとき。

（３）　世帯の当該年度の市町村民税課税状況が非課税でなくなったとき。

（４）　第２条各号の世帯に該当しなくなったとき。

（５）　雪降ろし費用扶助の必要がなくなったとき。

２　市長は、前項の喪失届を受理したときは、その事由が発生した日をもって扶助を廃止する。

３　市長は、申請者が第１項の届出を怠ったとき又はこの扶助を継続することが不適当であると認めたときは、扶助を廃することができる。

第１号様式を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業申請書

年　月　日

阿賀野市長　　様

申請者　住　所　阿賀野市
（自治会名　　）
氏　名
電　話

阿賀野市高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業の扶助を受けたいので申請します。
なお、扶助認定のため、貴職が世帯の課税状況を資格喪失までの間、調査することに同意します。

※太枠内を記入してください

家族の状況（本人含む）	氏　名	続柄	年齢	備　考
申請理由				
対象世帯	高齢者　一人暮らし高齢者　母子　身体障がい者　その他			
建物の構造	平屋建て　・　2階建て　・　3階建て			
下記のとおり労力的・金銭的の援助状況を虚偽なく申告いたします。 ① 金銭的援助 親族・知人等から雪降ろし費用の援助が受けられる　はい　・　いいえ ② 労力的援助 親族・知人・近所等の方から雪降ろしをしてもらえる　はい　・　いいえ ※上記申告と相違があった場合は、雪降ろし助成費用の返還を求める場合があります。				
審査欄（担当課記入）	（　市町村民税課税の有無　有　・　無　）			
	（　可否の決定　可　・　否　）			

第２号様式の次に次の１様式を加える。

第3号様式（第7条関係）

高齢者世帯等雪降ろし費用扶助資格喪失届

年　　月　　日

阿賀野市長　　様

届出者　住所

氏名

対象者から見た関係（　　）

阿賀野市高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業実施要綱第７条の規定により、資格を喪失したので届出します。

申請者住所	阿賀野市
申請者氏名	
資格喪失の理由	1　対象者が市外に転出したため。 2　対象者が死亡したため。 3　対象者が介護保険施設・障がい者福祉施設に入所したため。 （施設名　　） 4　世帯の市町村民税の課税状況が非課税でなくなったため。 5　高齢者世帯・母子世帯・身体障がい者世帯等、実施要綱第２条各号に規定する世帯に該当しなくなったため。 6　その他 （具体的理由　　）
喪失の年月日	年　　月　　日

附　則

この告示は、令和８年１０月３０日から施行し、改正後の阿賀野市高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業実施要綱の規定は、令和８年１０月１５日から適用する。